

# 江別防犯協会会則

(名称)

## 第1条

本会は、江別防犯協会と称する。

(目的)

## 第2条

本会は、犯罪のない明るい社会を建設するため、住民の防犯思想を高揚し地域の秩序維持に貢献することを目的とする。

(組織)

## 第3条

本会は、江別市自治会員をもって組織する。

(活動事業)

## 第4条

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 防犯対策の企画、調査、研究
- 2 防犯思想の普及・啓発
- 3 防犯ボランティア団体等に対する支援
- 4 青少年の非行防止と補導
- 5 関係機関・団体との連絡調整
- 6 防犯功労者(団体)に対する表彰
- 7 その他目的達成のため必要と認める事項

(役員)

## 第5条

本会に次の役員をおく

会 長	1名
副 会 長	2名
理 事	若干名
事務局 長	1名
監 事	3名

(役員を選出)

## 第6条

- 1 会長、副会長、事務局長は、理事会において選出し、総会において承認を受ける。
- 2 理事は、細則に定める組織団体から推薦を受け任命する。
- 3 監事は、細則に定める組織団体から推薦を受け任命する。

(役員任期)

第7条

- 1 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条

- 1 会長は、会務を統括し本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長が事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長、副会長を補佐し理事会、総会に出席して審議する。
- 4 事務局長は、本会の事務を担当し、会計を執行する。
- 5 監事は、財産の状況及び会計を監査する。

(会議)

第9条

- 1 会議は、総会、理事会として会長が招集する。
- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年度始めに開催し第10条に定める事項を議題とする。  
臨時総会は理事会において必要と認めたときに会長が招集する。
- 3 理事会は、会長、副会長、事務局長、理事を持って構成し、細則に定める事項を審議する。

(総会)

第10条

総会は細則に定める役員、関係団体等を招集して開催し、次の事項を審議する。

- 1 事業報告及び事業計画に関する事。
- 2 予算及び決算に関する事。
- 3 役員改選承認に関する事。
- 4 会則改正承認に関する事。
- 5 その他会長の付議した事項

(議決と運営)

第11条

- 1 会議議長は会長があたる。
- 2 議長は会議の統制と議事進行を図る。
- 3 会議決議は、出席者の過半数の同意により決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 4 本会議に付議すべき事項であっても、緊急を要する場合は会長が専決することが出来る。その場合、本会議において承認を得る。

(経費)

第12条

- 1 本会の経費は、自治会からの会費、市の助成金、賛助会費、その他の収入をもってあてる。
- 2 会費は、自治会の世帯数に応じて徴収することとし、会費の額は総会において承認を受ける。
- 3 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(付則)

第13条

- 1 施行月日  
この会則は、昭和34年12月16日から施行する。
- 2 改正  
昭和47年9月22日一部改正（同日施行）  
平成13年5月30日一部改正（同日施行）  
平成14年6月14日一部改正（同日施行）  
平成19年6月1日一部改正（同日施行）